

詳細は、必ず「補助金実施要領」「留意事項」等をご確認ください。

対象経費	具体的な内容	上限額
<p>外来対応医療機関（注）の患者に対する医療を提供するために必要な経費</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>注</u> コロナ患者（疑い患者含む）を診療した実績がある外来対応医療機関</p> </div> <p>【対象期間】 令和5年4月1日から令和5年9月30日に生じた経費</p> <p>【特記事項】</p> <p>※ <u>令和2年度以降、本事業の活用により整備した簡易診療室等の廃棄・撤去に係る経費も対象となり得る。</u></p> <p>※ <u>過去に本事業を利用済みの機関は、原則として、ア、エは補助対象外とする。</u></p>	<p>ア HEPAフィルター付き空気清浄機</p> <p>※ <u>HEPAフィルター付きで、かつ、陰圧対応可能なものに限る</u></p>	<p><u>1施設</u> 当たり905,000円</p>
	<p>イ HEPAフィルター付きパーテーション</p>	<p><u>1台</u> 当たり205,000円</p>
	<p>ウ 個人防護具</p> <p>※ マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド</p>	<p>1人 当たり3,600円</p>
	<p>エ 簡易ベッド</p>	<p><u>1台</u> 当たり51,400円</p>
	<p>オ 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>※ 原則として、<u>以下の経費のみ対象とする。</u></p> <p>① 令和4年度までに簡易診療室のレンタル料の支援を受けていた場合の令和5年4月～9月のレンタル料</p> <p>② 人工透析・妊婦の新型コロナウイルス患者対応のためのクリーンブース（クリーンドーム）の整備</p>	<p>実費相当額</p>